

関原発第450号  
2020年12月9日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2020年7月22日付け関原発第147号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書（2020年11月20日付け関原発第374号にて一部補正）について、別紙のとおり一部補正します。

別紙

高浜発電所第3号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

I . 補正項目

II . 補正を必要とする理由を記載した書類

III . 補正前後比較表

IV . 補正内容を反映した書類

## I . 補正項目

### 補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
添付書類  (1) 添付資料  資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書  資料 1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性  資料 1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性	「III. 補正前後比較表」による。  「III. 補正前後比較表」による。

## II. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

2020年7月22日付け関原発第147号にて申請した設計及び工事計画認可申請書（2020年11月20日付け関原発第374号にて一部補正）について、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」の記載の適正化のため補正する。

### III. 補正前後比較表

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。</p> <p>設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下、「要目表」という。）」について示す。</p> <p>なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 記載の基本事項</p> <p>(1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p> <p>(2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。</p> <p>(3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。</p> <p>(4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。</p> <p>(5) 「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。</p> <p>設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下、「要目表」という。）」について示す。</p> <p>なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。また、本申請設備は、津波から防護する設備ではなく、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に影響を受けるものではない。</p> <p>3. 記載の基本事項</p> <p>(1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p> <p>(2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。</p> <p>(3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。</p> <p>(4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。</p> <p>(5) 「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。</p>	<p>記載の適正化 (設置変更許可番号等の追記)</p>

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考														
<p>目 次</p> <p>頁</p> <table> <tr> <td>1. 概要 .....</td> <td>T3-添1-2-1</td> </tr> <tr> <td>2. 基本方針 .....</td> <td>T3-添1-2-1</td> </tr> <tr> <td>3. 記載の基本事項 .....</td> <td>T3-添1-2-1</td> </tr> <tr> <td>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</u> .....</td> <td>T3-添1-2-2</td> </tr> </table>	1. 概要 .....	T3-添1-2-1	2. 基本方針 .....	T3-添1-2-1	3. 記載の基本事項 .....	T3-添1-2-1	4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性		<u>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</u> .....	T3-添1-2-2	<p>目 次</p> <p>頁</p> <table> <tr> <td>1. 概要 .....</td> <td>T3-添1-2-1</td> </tr> <tr> <td>2. <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性</u> .....</td> <td>T3-添1-2-1</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	1. 概要 .....	T3-添1-2-1	2. <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性</u> .....	T3-添1-2-1	<p>記載の適正化 (既設工認※認可に伴う適正化) ※令和2年7月9日付け原規規発第 2007091号にて認可の設計及び工事計 画認可申請書</p>
1. 概要 .....	T3-添1-2-1															
2. 基本方針 .....	T3-添1-2-1															
3. 記載の基本事項 .....	T3-添1-2-1															
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性																
<u>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</u> .....	T3-添1-2-2															
1. 概要 .....	T3-添1-2-1															
2. <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性</u> .....	T3-添1-2-1															

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p><u>設計及び工事の計画</u>が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書<u>1</u>以下「設置許可申請書」という。の基本方針に従った詳細設計であることを、<u>設置許可申請書との整合性</u>により示す。</p> <p><u>設置許可申請書との整合性</u>は、<u>設置許可申請書「本文（十一号）」と設計及び工事の計画</u>のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。</p> <p>なお、<u>変更の工事</u>において、<u>変更に係る内容</u>が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 記載の基本事項</p> <p>(1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p> <p>(2) 説明書の記載順は、「本文（十一号）」に記載する順とする。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p><u>今回の設計及び工事計画認可申請書において、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）</u>（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることに關して、<u>令和2年7月9日付け原規規発第2007091号にて認可の設計及び工事計画書</u>の内容から変更がないことから、<u>設置許可申請書と整合しており、当該基準に適合している。</u></p> <p>3. 記載の基本事項</p>	<p>記載の適正化 (設置変更許可番号の追記及び既設工認※認可に伴う適正化) ※令和2年7月9日付け原規規発第2007091号にて認可の設計及び工事計画認可申請書</p> <p>記載の適正化 (頁の繰り上がり)</p>

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p>	<p>記載の適正化 (既設工認※認可に伴う適正化 (T3-添1-2-2～T3-添1-2-21/E 同様に適正化) ) ※令和2年7月9日付け原規規発第2007091号にて認可の設計及び工事計画認可申請書</p>	<p>—</p>

#### IV. 補正内容を反映した書類

## 1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下、「要目表」という。）」について示す。

なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。また、本申請設備は、津波から防護する設備ではなく、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に影響を受けるものではない。

## 3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。
- (3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。
- (5) 「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。

	目 次	頁
1. 概要	.....	T3-添1-2-1
2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	.....	T3-添1-2-1

## 1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

今回の設計及び工事計画認可申請書において、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることに関して、令和2年7月9日付け原規規発第2007091号にて認可の設計及び工事計画書の内容から変更がないことから、設置許可申請書と整合しており、当該基準に適合している。